

豊川市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策装置の普及を促進し、もって特殊詐欺被害の未然防止を図るため、市の予算の範囲内で交付する豊川市特殊詐欺対策装置購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特殊詐欺対策装置（以下「装置」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する通話録音装置
- (2) 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する着信拒否装置
- (3) 通話録音装置又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 豊川市内に住民登録があり、現に居住していること。
- (2) 補助金の交付の申請する年度（毎年4月1日から3月31日までの期間をいう。）において65歳以上の者（以下「高齢者」という。）であること。
- (3) 次のいずれかの世帯構成であること。
 - ア 単身世帯
 - イ 高齢者のみで構成される世帯
 - ウ 日中に住居が高齢者のみとなる世帯
 - エ その他市長が必要と認める世帯
- (4) 同一の世帯に、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (5) 豊川市暴力団排除条例(平成23年豊川市条例第7号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 装置の購入及び設置に関し、本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、自らの世帯で使用するための装置の購入及び設置に係る費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の経費に2分の1を乗じて得た額とし、7,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、同一世帯につき、1個かつ1回限りとする。

(交付の申請等)

第6条 申請者は、装置の購入及び設置後、装置を購入及び設置した日の属する年度の3月31日までに、豊川市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) カタログ等、購入装置の機能が確認できるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は毎年度先着順とし、市長は、申請された補助金の額が補助金にかかる予算の額を超える場合は、年度内であっても申請の受付をしないことができる。
- 3 規則第13条の規定による実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、前項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、豊川市特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書（様式第3号）により、市長に補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の特殊詐欺対策機器の購入及び設置について適用する。